

令和5年3月15日決定

## 情報・システム研究機構における反社会的勢力に対する基本方針

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構という。')は、大学共同利用機関法人としての社会的責任を果たすとともに、機構及び役職員の被害を防止するため、暴力、威力と詐欺的手法などを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「反社会的勢力」という。)との関係遮断を明確にし、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力と取引関係を含め一切関係を持たず、不当要求があった場合は、その理由の如何を問わず、一切応じません。
2. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。
3. 反社会的勢力による不当要求が、機構の事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための取引や資金提供は一切行いません。
4. 反社会的勢力からの不当要求への対応に当たっては、役職員の安全を確保しながら、組織全体で適正に対応します。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関等と緊密な連携体制の構築に努めます。